

応急仮設住宅における「孤独死」の発生実態とその背景
 — 東日本大震災における宮城県の事例を通して —
 The Conditions of “Isolated Death” Occurrences and Its Background
 In Public Temporary Housing for Disaster
 - Case of Miyagi Prefecture after the Great East Japan Earthquake in 2011 -

○田中 正人¹
 Masato TANAKA¹

¹ 追手門学院大学地域創造学部

Faculty of Regional Development Studies, Otemon Gakuin Univ.

This study analyzes the actual conditions and background of "isolated deaths" that occurred in areas struck by the Great East Japan Earthquake. The public temporary housing in Miyagi Prefecture serve as the case example. Based on data from the "autopsy report" provided by the prefectural police, statistical analysis was performed. The main findings are as follows. 1) During the 6 years after the earthquake, there were 82 "isolated deaths." These cases tended to occur more frequently for males than females and for the non-elderly under 65 years of age than the elderly. 2) The 3 factors of "non-elderly males," "alcoholic tendencies," and "no job and no income" serve as risks for isolation, and it can be thought that these factors delayed discoveries after the "isolated deaths." 3) Delayed discoveries tended to occur more frequently in small-scale housing complexes located in urban areas.

Keywords : the Great East Japan Earthquake, Public Temporary Housing, “Isolated Death”, Community

1. はじめに

本稿は、被災地の「孤独死」問題を扱う。東日本大震災において、宮城県内に供給された応急仮設住宅を対象とする。よく知られるように、「孤独死」に関する統一的な公式の定義は今のところ存在しない。本稿では、「単身者の単独での死」を「孤独死」と定義した上で、分析を通してその問題構造を明らかにしていきたい。

1995年の阪神・淡路大震災以来、「孤独死」問題が注目されて久しい。しかしこの問題は、未だ収束の糸口さえつかめていない。東日本大震災の応急仮設住宅では、発災後約6年間で230件の「孤独死」が発生している¹⁾。ここにはいわゆる「みなし仮設」入居者は含まれていない。その数を含めれば、東日本での「孤独死」は、阪神・淡路大震災の応急仮設住宅で発生した233件²⁾を大きく上回っていると予想される。

こうした数量的な把握がなされる一方、それ以上の実態解明には及んでいない。その要因のひとつは、全国的な監察医制度の不在である。東日本大震災の被災地では、警察による詳しい検視報告がなされるものの、その関心は事件性の有無にあるため、事件性のない多くの案件（およそ9割と言われる）は、発生の経緯や要因について追求されることはない³⁾。

このような状況のもと、堀江（2015）、結城（2014）、玉置（2014）、中沢・結城（2013）、小山他（2013）など、主に社会福祉分野において一定の研究蓄積がみられる。その特徴としては、「孤独死」を防ぐ対策に中心的事業があること、高齢層を主な対象とした議論であることの2点がある。しかしながら、適切な対策を講じるためには、正確な実態把握が不可欠である。現時点において、「孤独死」問題を高齢者問題として扱うことの妥当性は不確かである。

一方、阪神・淡路大震災の「孤独死」については、監察医制度のもと、法医学分野からその実相に迫った研究

がある（伊佐 2005、上野他 1999、額田 1999）。たとえば、①アルコール摂取に起因する疾病が死因の多くを占めること、②40～50代の中老年層がその中心であること、③仮設住宅の居住環境やそこへの移転の影響がうかがえること、などの重要な知見が示されている。

田中他（2009；2010；2011）は、とくに③の問題を検証するべく、「死体検案書」「死体発見報告書」⁴⁾を用いた統計的分析を行い、神戸市内の応急仮設住宅及び復興公営住宅における「孤独死」の発生メカニズムを明らかにしている。そのデータは先行研究の結果を支持しており、仮設住宅への移転や復興公営住宅の空間特性が問題解明の重要なファクターであることを示している。

もっとも、被災地の状況は多様である。阪神・淡路での知見がどこまで普遍性を有するのか、東日本の被災地においても適用可能なのはもちろん分かっていない。さらには、230件の「孤独死」の状況も多様であり、言うまでもなく個々のケースには個々の背景がある。そのことを踏まえた検討が求められる。

こうした課題に応じるためには、個々の「孤独死」に関する詳細な情報、端的には「死体検案書」「死体発見報告書」に相当する「検視報告書」へのアクセスが不可欠である。そこで本稿は、宮城県内の応急仮設住宅で発生したすべての「孤独死」について、宮城県警捜査一課の協力のもと、「検視報告書」から抽出された部分的なデータの提供を受け（詳細は次章）、どのような被災者が、どのような応急仮設住宅において、どのような孤立状況にあったのかを明らかにすることを目的とする。

2. 調査の対象と方法

(1) 宮城県における住宅被害と応急仮設住宅

東日本大震災による宮城県内の住宅被害は、全壊85,414棟、半壊152,512棟（2012年11月30日現在）となっている⁵⁾。災害救助法に基づき、いわゆる「建設

型」のプレハブ仮設住宅のほかに、民間賃貸借上住宅（みなし仮設）が大量に提供された。前者は 22,095 戸、後者はそれを上回る約 26,000 戸（ピーク時）となっている。

入居の推移を図 1 に示す。プレハブ仮設住宅と民間賃貸借上住宅の入居戸数は 2012 年末以後に逆転する。民間賃貸借上住宅の方が退去の進行が早く、しかしその後はいずれもほぼ同様のトレンドで減少し、2016 年末時点においてプレハブ仮設住宅は当初の約 1/3、民間賃貸借上住宅は 1/5 となっている。本稿はプレハブ仮設住宅を対象とし、それらを以下「仮設住宅」と称するものとする。

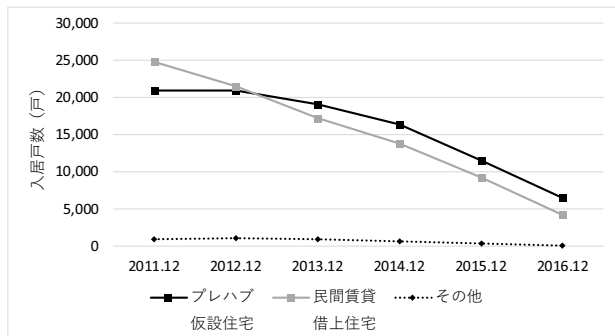


図 1 宮城県における応急仮設住宅入居戸数の推移
(出所) 宮城県のデータをもとに作成

(2) 仮設住宅の建設概要

仮設住宅は県内 8 市 7 町に分布し、団地数は 406 に及ぶ。1DK, 2DK, 3K タイプのほか、高齢者・障害者グループホームが 36 棟、290 戸整備された。住棟は、「住戸の日照条件が公平になるように、原則として玄関を北向き、窓を南方向とし、各棟同一方向並びとなる東西配置」となっている。また、バリアフリー対応スロープ付き住戸が原則として 1 割設置された。さらに、概ね 50 戸以上の団地には集会所、50 戸未満の場合には談話室が設けられた⁶⁾。

立地に関しては、「被災市町内における建設用地の確保が非常に困難」かつ「低平地にまとまった用地の確保が困難」であり、「小規模団地を多数建設せざるを得なかった」とされる⁷⁾。最小規模の団地は 6 戸、平均規模は 55 戸である。

(3) 調査方法

本稿は、仮設住宅入居者の「孤独死」を対象とする。主たるデータは宮城県警による「検視報告書」である。言うまでもなく、「検視報告書」は非公開の文書である。所管する捜査一課との複数回にわたる協議を経て、開示可能な項目が決定された。結果として、表 1 に示す項目について、「孤独死」に該当する 82 件すべてのデータを得た。なお、市町村や住所、団地名などの具体的な発生場所に関するデータは個人の特定につながるため得られなかった。それを補うため、被災区域内外や団地の総戸数、建て方、構造、階数といった立地・団地特性に関する項目を設定した⁸⁾。

表 1 分析データ項目

基本属性	年齢 性別	身体的状況	通院の有無 ALC依存傾向の有無	立地・団地特性
経済的状況	仕事・給与の有無 年金受給の有無 生活保護受給の有無	死亡状況	死因 死後経過日数	
	近親者とその関係 別居/死別/離別 見守り対象/非対象	発見状況	発見年月 発見場所 発見の契機 端緒となった人	
親族関係			浸水区域内外 被災区域内外 従前土地利用 総戸数 建て方 構造 階数 集会所等の有無	

3. 結果

(1) 発生件数

図 2 に性別・年齢別の「孤独死」発生件数を示す。男性が計 56 件、女性が計 26 件となっており、男性が女性の約 2 倍を占める。年齢層にも違いがあり、図 3 の通り、男性は 65 歳未満、女性は 75 歳以上がそれぞれ多くなっている。

年次ごとの推移を累積でみると [図 4・図 5]、発災当初から徐々に性差間、年齢階層間の差が拡大していることがわかる。

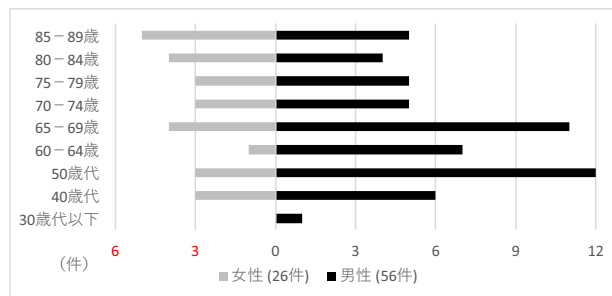


図 2 性別・年齢別発生件数

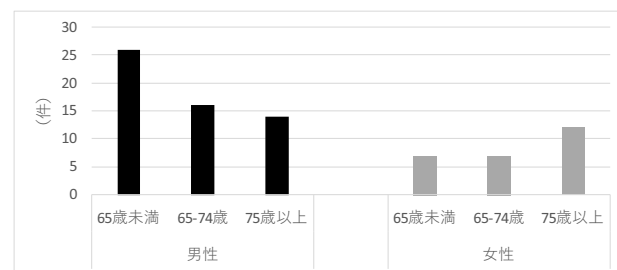


図 3 性別・年齢階層別分布

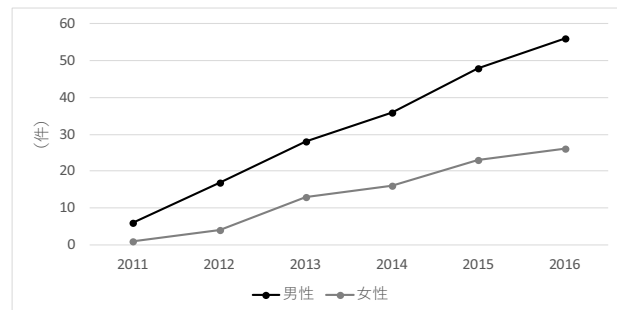


図 4 性別発生件数の推移

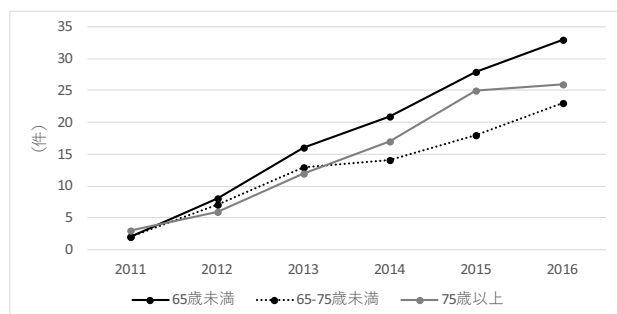


図 5 年齢階層別発生件数の推移

(2) 発生率

仮設住宅の入居者数は、2011 年末の 50,000 人台から次第に減少し、2016 年末時点で 10,000 人台となっている [図 6]。当初は緩やかな減り方であったが、2014 年末以降、加速している。一方、入居者数に対する「孤独死」者数の割合（発生率）は、発災から 4 年目（2014 年

末)にいったん低下するも、その後ふたたび上昇に転じている。直近の発生率は約 0.08%であり、当初のおよそ 8 倍に達する。

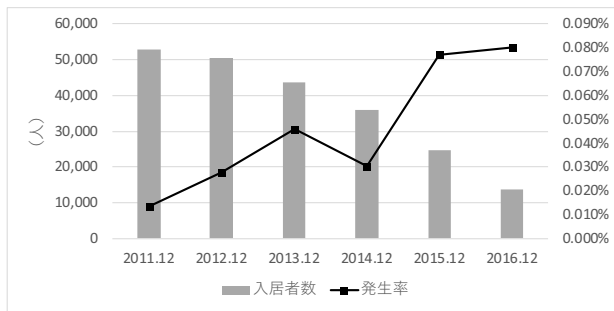


図 6 入居者数と発生率の推移

(3) 発見までの経過日数

入居者の単独での死亡が生じてから、それが発見されるまでの期間にはばらつきがある。一般に、発見が遅れるほど死亡推定時刻の特定は困難になるが、ここでは「1日以内」「2日」「3日以上」の3区分でデータを得た。

発見までの経過日数は、生前における社会関係保有の状況を示す指標と捉えることができる。むしろ誤差や偶然の要素は含まれるが、3日以上放置されるケースの多くは、社会的帰属が不確かで、日常的な接触機会を持っていなかった可能性が大きい。

「孤独死」82 件のうち、1日以内に発見されたケースは 66%、3日以上を要したケースは 26%となっている [図 7]。女性より男性の方が、発見の遅れるケースがやや多い。年齢階層別では [図 8]、圧倒的に非高齢層の発見が遅い。経過日数 1日以内の割合は、65歳以上では 8割を超えているが、65歳未満では 4割にとどまる。逆に 3日以上が 46%を占める。

経過日数は、心身の状態や経済的安定性とも関連がうかがえる。アルコール依存傾向のある場合ほど、また無職かつ無収入(年金受給なし)の場合ほど、発見が遅れる傾向にある。すなわち社会的接触機会をより少なくしか持たなかった可能性が大きい [図 9・図 10]。

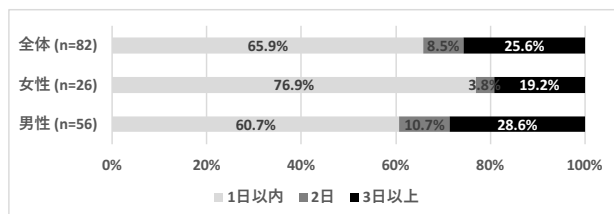


図 7 発見までの経過日数

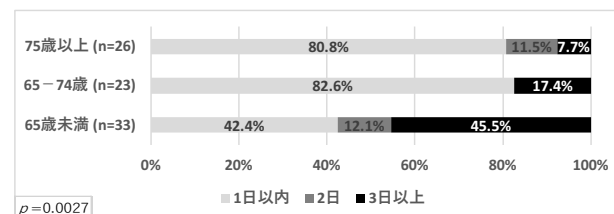


図 8 年齢階層別経過日数

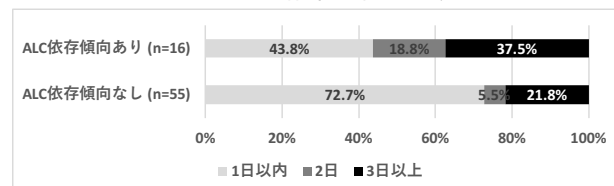


図 9 アルコール依存傾向の有無と経過日数

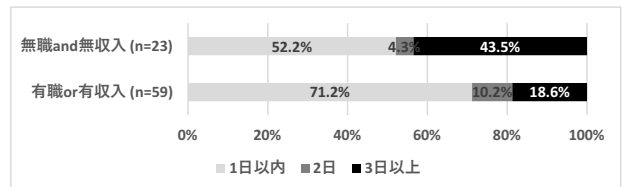


図 10 仕事・収入の有無と経過日数

(4) 孤立リスク

以上から、「非高齢男性」「アルコール依存傾向」「無職・無収入」の 3 要素が発見の遅れ、つまり孤立のリスクを抱えていると考えられる。それぞれに該当する件数を図 11 に示す。3 要素のいずれにも該当しないケースは 42 件 (51%)、残りの約半数のうち、2以上の要素を含むケースは 19 件 (23%) となる。

経過日数との関連は顕著である [図 12]。3 要素とも該当しないケース (非該当) では、1日以内の発見が 8割を超えるが、2以上の要素に該当するケース (2以上該当) ではその割合は 3割台にとどまり、逆に 3日以上が半数近くに及んでいる。

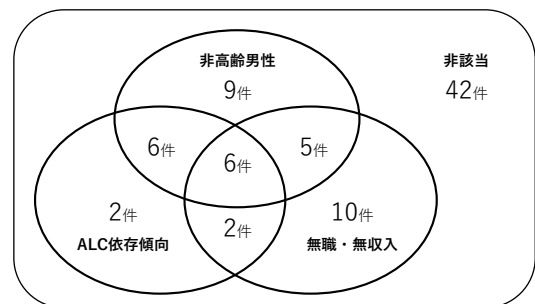


図 11 孤立リスクの構造

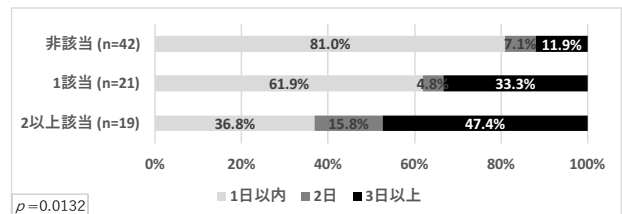


図 12 孤立リスクと経過日数

(5) 発見の契機

経過日数は発見の契機に依存する面がある。契機はさまざまであるが、ここでは表 2 の通り、大きく 4 つに分類した。第 1 に「異臭」「新聞・郵便物等の滞留」「姿を見かけない」といった「不審・気配不在」である。第 2 に「電話に出ない」「無断欠勤(のため連絡するも応答がない)」といった「応答不在」である。第 3 に、行政職員やヘルパーなど「支援機関等の訪問」による発見である。定期的に行われる訪問であり、突発的・単発的なものは除外している。第 4 に、隣人や友人、親族など「近隣・近親者の訪問」による発見である。

第 4 カテゴリーは、親密な関係にある相手が存在したという点で、孤立のレベルは低いと言える。第 3 カテゴリーもまた、必ずしも親密ではないとしても、定期的な接触する相手が存在していた。第 2 カテゴリーは、定期的な接触の有無は確かではないが、接触を有する相手からの呼びかけがあったという点で、完全な孤立は免れていたと考えられる。一方、第 1 カテゴリーは周囲からの具体的な呼びかけに対する応答不在ではない契機であり、最も孤立のレベルが高いとみられる。

経過日数との関連をみると [図 13]，第 1 カテゴリ「不審・気配不在」を契機とする場合の特異性が顕著であり，3 日以上を要したケースが 6 割を超える．一方，第 2～4 カテゴリの差は小さい．

また前節でみた孤立リスクとの関連では，第 2～4 カテゴリについては明確な傾向は読み取れないが，やはり第 1 カテゴリ「不審・気配不在」については，孤立リスクの 3 要素を抱えるケースほど多くなっている．

表 2 発見の契機

レベル	カテゴリ	具体事例
高	1 不審・気配不在	異臭
▲		電気・テレビが数日つけ放し 新聞・郵便物の滞留 姿を見かけない
：	2 応答不在	電話に出ない
：		通院先病院からの安否確認依頼 無断欠勤 遺書めいたメール・手紙を受信
孤立	3 支援機関等の訪問	行政職員
レ		社会福祉協議会職員
ベル		昼食宅配サービス業者
：		ヘルパー
：	生活支援相談員	
低	4 近隣・近親者の訪問	隣人・友人 親・子・きょうだい・その他親族

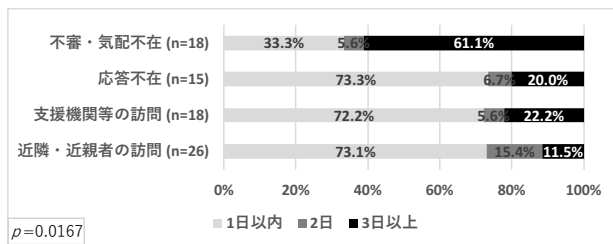


図 13 発見の契機と経過日数

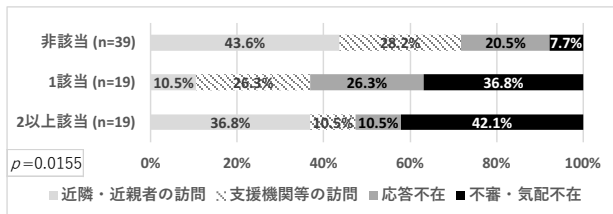


図 14 孤立リスクと発見の契機

(6) 団地特性の影響

2 章で述べたように，仮設住宅供給に際しては用地取得が難航し，「低平地にまとまった用地の確保が困難」であり「小規模団地を多数建設せざるを得なかった」．団地の立地と総戸数の関係を見ると [図 15]，大規模な団地ほど「山林」を従前の土地利用とする立地に多く，50 戸未満の小規模な団地ほど「市街地」に多いことがわかる．

こうした団地特性と経過日数の関連をみると [図 16・図 17]，市街地に立地する小規模団地で，発見の遅れが生じる傾向がある．

4. 結語

以上の結果をまとめ，結語とする．

- (1) 仮設住宅での「孤独死」は，高齢層よりも 65 歳未満の非高齢層，女性よりも男性により偏る傾向がある．その格差は入居者の減少とともに拡大する．
- (2) 「孤独死」の発生率は，入居当初から年数を経ると

ともに上昇する傾向にある．直近の割合は，当初の約 8 倍に達する．仮設住宅から離脱困難な状況が，孤立した境遇の固定につながっていることがうかがえる．

- (3) 「非高齢男性」「アルコール依存傾向」「無職・無収入」の 3 要素が孤立のリスクとなり，「孤独死」後の発見の遅れをもたらしていると考えられる．全ケースのうち約半数が 3 要素のいずれかに該当し，またその半数が 2 以上の要素に該当する．
- (4) 周囲からの具体的な呼びかけに対する応答不在ではない状況，たとえば異臭や新聞等の滞留による発見は，死後 3 日以上を経過したケースが 6 割を超え，また孤立リスクの 3 要素を抱えている場合に多くみられる．
- (5) 市街地に立地する小規模団地で発見の遅れが生じる傾向がある．この理由については，本稿の分析のなかでは特定することができなかった．今後，団地の空間特性を読み解くことで，この点にアプローチしたい．

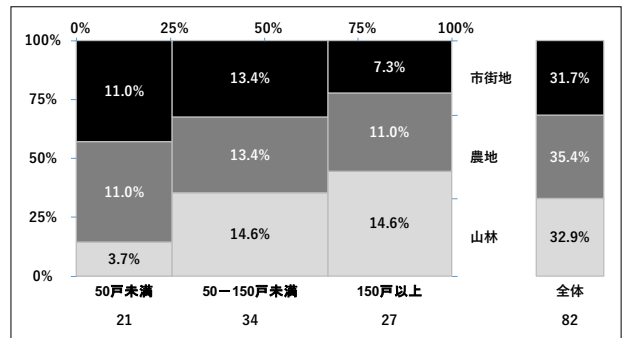


図 15 団地の立地と総戸数

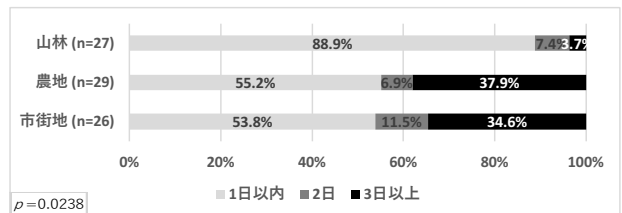


図 16 団地の立地と経過日数

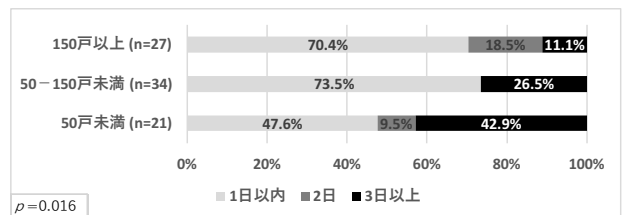


図 17 団地の規模と経過日数

本稿は，平成 29 年度科学研究費助成事業，基盤研究 (C) 「被災地の住宅セイフティネットにおける「孤独死」の発生実態とその背景」(研究代表者；田中正人) (課題番号：17K06736) の一環として実施したものである．

補注

- 1) 2016 年末時点．岩手，宮城，福島各県警調べ．
- 2) 兵庫県警調べ．
- 3) 宮城県警への聞き取りによる．
- 4) 「死体検案書」「死体発見報告書」はそれぞれは兵庫県監察医，兵庫県警作成の文書である．
- 5) 宮城県土木部住宅課 (2013.1.7) による．
- 6) 同上．
- 7) 同上．
- 8) 立地・団地特性は「検視報告書」に直接記載はない．筆者が類型を提示し，それに基づき県警側がマッチングを行った．